

資格確認書の不交付について

資格確認書の交付希望があっても、交付対象者が以下のいずれかに該当する場合は、交付することができません。

- ・マイナ保険証(健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード。以下同じ。)の利用登録をしている。
- ・有効期限(令和11年10月31日)内の資格確認書を持っている。

なお、以下の理由で交付希望していた場合は、次のとおりご対応ください。

- ・医療機関等受診の際に、第三者による介助を要する等配慮を必要とする場合
資格確認書交付申請書(申請理由4を選択、理由の記載が必要)」を所属所(市長部局にあつては総務事務センター)に提出してください。
- ・資格取得の証明が必要(前保険者の資格喪失手続き、医療証発行に必要等)である場合
資格情報通知書またはマイナポータルの資格情報を印刷したものを使用してください。
- ・マイナンバーカードを持ち歩かない、マイナ保険証を使用したくない場合
「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当組合に直接提出してください。
マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除についての詳細は、当組合ホームページをご参照ください。

大阪市職員共済組合ホームページ

手続き・申請＞資格確認書(組合員証等)に関する手続き＞マイナ保険証の利用登録解除を行うとき

<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/mynakaijyo/>

